

あなたは30年後、生き残れますか？

この国の建築はどこへ向かいだどり着くのか・・・

そして今我々は何をすべきなのか・・・

2020年に迫る大変革を乗り切る為に共に考えましょう・・・

遡ること30年、住宅の業界は規制緩和により

工業化、輸入自由化、量産化により個性を失った・・・

思考を続けるためのモア・我々の為のモア

持ち寄り、持ち帰る活動を拡大しましょう！

第3回「審査実務者による建築基準法の正しい見方」

主催：神奈川県建築士会（開催担当：神奈川県建築士会青年委員会）

講師：株式会社 湘南建築センター（SBC）

会場：平沼記念レストハウス第3会議室

日時：3月20日（水）19：00～21：00頃まで（受付開始18：30）

※どなたでも参加できます。これから建築士になられる方の参加も歓迎します。

費用：H29、H30年建築士試験合格者無料・建築士会員1000円・非会員2000円

申込方法：タイトルは「3月講師例会申込」、

本文にはお名前、連絡先、会員の方は会員番号、H29、H30年合格者はその旨を記載して、seinen@kanagawa-kentikusikai.com にメールでお申し込み下さい。

レジユメを印刷する都合上、申込みをお願い致します。

今日必要な専門家として必要な知識 ～建築士として生き抜くために～

第3回「審査実務者による建築基準法の正しい見方」

「けんちくラーニングのすすめ」では確認検査機関より講師をお呼びして確認申請に係る内容をお話しました。

今回の「けんちくラーニングモア」は、前回同様に確認検査機関より講師をお招きし審査から見る実務の深い部分を解説していただきます。普段実務に携わり数多くの実務をこなされている方も、建築士として走り始めた方もエンドユーザーから見ればすべての方が建築士です。建築士としてとしてはが本来知っていきなくてはならない内容を取り上げていきます。

今回は身近な部分として近年幾度も法改正が続いており、普段でも解釈が難解な防耐火基準の判断の仕方を中心に最近の審査事例などを用いて間違いやすい法解釈の判断の仕方などを学んでいきましょう！

審査実務者の「あるある」などを聞きながら、ひょっとしたら自分も同様の・・・？ 明日は同じ過ちを・・・？

建築基準法の解釈は設計者だけが行えばいいのでしょうか？答えは否！

もちろん確認申請は設計者となる建築士が適正に進めなくてはならない重要な業務です。

しかし・・・実際に現場で施工管理や実施工に携わる建築士も「おや？」という違和感を感じるとアンテナは必要です。

図面は常に正確であるべきですが故意でなくとも食い違いはあるものです。人間ですから・・・

一つの建築物を造る際に多くの目で監理してこそ良い建築物となります。

建築士が建築士の持っているスキルを用いてみる事が出来るだけで特別な管理体制なんて本来は不要なはずですよね？

直近でもマスコミが取り上げた防耐火違反があったりしました。故意でないのであれば業界としてはとても見逃せないほどの知識不足が招いているとしか思えない事象が多くあります。建築士は管理されるために資格を所持しているわけではないのです。

専門知識を持つものとして自由を手にした資格者であるべきでしょう。

講習を聞いて過ちを見つけても反省こそしても明日からは正しい知識の元実務を行えば良いのです。

一度立ち止まり自己研鑽と一緒に積んでいきましょう。

このほかにも時間の許す限りお話をさせていただく予定です。



(アクセス)
みなとみらい線日本大通駅、JR京浜東北線関内駅、横浜地下鉄関内駅(1番出口)、横浜地下鉄伊勢崎長者町駅(2番出口)より いずれも徒歩4～5分

申込・問い合わせアドレスのQRコードです。

A QR code is provided for application and inquiry purposes.